

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市北区上賀茂葵之森町他地内			
路線名又は河川名等				
工事名	歩道整備（上賀茂経124号線他）工事			
工 期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課（所）名	北部土木みどり事務所	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	88.1
大型ブロック積	m2	38	重力式擁壁	m3	25
C型擁壁	m	10.7	舗装工	m2	131
多目的柱設置工	基	1	仮設工	式	1

施 工 理 由

本工事は、一般市道上賀茂経124号線及び211号線において、上記概要のとおり歩道の整備を行うことで、歩行者の安全性の向上を図るものである。また、河川点検の結果に基づき、普通河川明神川の護岸を補修し、流路の安定を図るものである。					
---	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年6月	
歩掛適用年月	2025年6月	
基準適用年月	2025年6月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	本附帯工事	
現場環境改善費（率計上）		
市街地補正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	01:河川工事	
施工地域等補正	一般交通影響有り（1）－2	1.3
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	一般交通影響有り（1）－2	1.1
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
(その1)								
河川土工	残土処理工	残土等処分	土質：土砂		m3	4,100	処分費	作業土工含む
構造物撤去工	道路付属物撤去工	信号柱撤去			基	539,700	材工共	
擁壁工	C型擁壁工	C型擁壁	B2500×H900～2400		m	1,630,000	材工共	砕石、基礎コン、型枠、連結材料含む
防護柵工	防護柵設置工	横断防止柵（一般部）	プレキャストコンクリートブロック建込、ハネル式、支柱間隔：3m		m	16,440	材工共	
防護柵工	防護柵設置工	横断防止柵（橋梁部）	アンカーボルト固定、ハネル式、支柱間隔：3m		m	25,660	材工共	基礎工含む
防護柵工	防護柵設置工	転落防止柵	コンクリート建込、ハネル式、支柱間隔：3m		m	16,870	材工共	
道路土工	残土処理工	残土等処分			m3	4,960	処分費	廃路盤材
道路付属施設工	多目的柱設置工	多目的柱基礎	コンクリート、基礎砕石、スパイラルパイプ、アンカーボルト、連結式接地棒含む		基	239,700	材工共	
道路付属施設工	多目的柱設置工	多目的柱建柱	GL8～12m、重量350kg超1000kg以下、貼紙防止塗装含む、タールエポキシ樹脂塗装含む		基	1,870,000	材工共	
道路付属施設工	多目的柱設置工	信号機移設			箇所	1,205,000	材工共	
(その2)								
法覆護岸工	コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）	大型ブロック積	ブロック規格：2000×1000、ストーン		m2	28,690	材工共	調整コン、水抜きパイプ、目地材含む
根固め工	床固工	柵工			m	3,150	材工共	
構造物撤去工	運搬処理工	殻処分	殻種別：自然石		m3	7,800	処分費	
防護柵工	フェンス設置工	目隠しフェンス	H=3.0m		m	84,920	材工共	

設計内訳書（その1）

工事名	歩道整備（上賀茂経124号線他）工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
築堤・護岸		式	1				
河川土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削	土質:土砂, 施工方法:上記以外(小規模), 施工数量: 小規模(標準)	m3	7				(概)
積込(ルーズ)	土質:土砂, 作業内容:小規模(標準)	m3	90				(概)
残土処理工		式	1				
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	90				(概) 小規模 作業土工含む
残土等処分	土質:土砂	m3	90				作業土工含む
法覆護岸工		式	1				
作業土工 (参考数量)		式	1				
床掘り	土質:土砂	m3	120				(概) 小規模
埋戻し	土質区分:土砂, 土質:砂質土	m3	30				(概) 小規模
掘削機械搬入搬出		回	1				(概)

設計内訳書（その1）

工事名	歩道整備（上賀茂経124号線他）工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
擁壁護岸工		式	1				
場所打擁壁工（構造物単位）		式	1				
重力式擁壁	擁壁平均高さ：1mを超え2m未満、本体コンクリート規格：18-8-40（高炉）	m3	25				型枠、基礎碎石、目地材含む
構造物撤去工		式	1				
防護柵撤去工		式	1				
防護柵（横断・転落防止柵）撤去	プレキャストコンクリートブロック建込、ヒール式、支柱間隔：3m	m	16				（概） 横断防止柵
防護柵（横断・転落防止柵）撤去	プレキャストコンクリートブロック建込、門型、支柱間隔：3m	m	51				（概） 転落防止柵
階段手摺撤去	アンカーボルト固定、ヒール式、支柱間隔：2m	m	8				（概）
道路付属物撤去工		式	1				
信号柱撤去		基	1				
道路照明柱撤去		基	1				（概）
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート構造物取壊し	構造物区分：無筋構造物、工法区分：機械施工	m3	29				（概）

設計内訳書（その1）

工事名	歩道整備（上賀茂経124号線他）工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:鉄筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	3				(概)
運搬処理工		式	1				
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	29				(概)
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	3				(概)
殻運搬	殻種別:アスファルト殻	m3	14				(概)
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	29				
殻処分	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	3				
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m3	14				
現場発生品運搬	発生材種類:転落防止柵, 横断防止柵, 街渠柵蓋 他	t	2.3				(概) 積込・荷卸含む
スクラップ 控除	ヘビ°-H2	t	-1.4				
スクラップ 控除	ヘビ°-H3	t	-0.9				
擁壁工		式	1				
C型擁壁工		式	1				

設計内訳書（その1）

工事名	歩道整備（上賀茂経124号線他）工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
C型擁壁	B2500×H900～2400	m	10.7				碎石、基礎コン、型枠、連結材料含む
階段工		式	1				
階段コンクリート	コンクリート規格：18-8-40(高炉)	箇所	1				(概) 型枠含む
橋梁取付コンクリート	コンクリート規格：24-12-25(高炉)	箇所	1				(概) 型枠、鉄筋含む
防護柵工		式	1				
防護柵設置工		式	1				
横断防止柵 (一般部)	プレキャストコンクリートブロック建込, パネル式, 支柱間隔:3m	m	14				
横断防止柵 (橋梁部)	アンカーボルト固定, パネル式, 支柱間隔:3m	m	3				基礎工含む
転落防止柵	コンクリート建込, パネル式, 支柱間隔:3m	m	57				
仮設工		式	1				
土留・仮締切工 (参考数量)		式	1				
土のう積		m2	3				(概) 小口並べ
仮水路工 (参考数量)		式	1				

設計内訳書（その1）

工事名	歩道整備（上賀茂経124号線他）工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
コルゲートパイプ	管規格：フランジ型	m	50				(概) φ 800, 損料率:10%
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	131				
舗装		式	1				
道路土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削	土質:土砂, 施工方法:上記以外(小規模), 施工数量: 小規模(標準以外)	m3	10				(概)
残土処理工		式	1				
廃路盤材運搬	機械積込	m3	10				(概) 廃路盤材
残土等処分		m3	10				廃路盤材
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工		式	1				
舗装版切断	舗装版種別:アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚:15cm 以下	m	9				(概)

設計内訳書（その1）

工事名	歩道整備（上賀茂経124号線他）工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装版切断	舗装版種別:アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚:15cm を超え30cm以下	m	28				(概)
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:4cm	m2	86				(概)
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:15cm	m2	7				(概)
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:20cm	m2	9				(概)
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:25cm	m2	29				(概)
舗装工		式	1				
アスファルト舗装工 (車道一般部)		式	1				
上層路盤（車道・路肩部）	平均厚さ:3cm, 路盤材種類:再生粗粒度碎石 RM-30	m2	13				(概)
上層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種), 路盤材 規格:再生アスファルト安定処理(25), 仕上り厚:150mm	m2	13				(概)
基層(車道・路肩部)	材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:60mm, 平均 幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm超70mm 以下)	m2	13				(概)
表層(車道・路肩部)	材料種類:再生密粒度アスコン(13), 舗装厚:40mm, 平均 幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	13				(概)
アスファルト舗装工 (車道橋梁部)		式	1				
上層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種), 路盤材 規格:再生アスファルト安定処理(25), 仕上り厚:50mm	m2	3				(概)

設計内訳書（その1）

工事名	歩道整備（上賀茂経124号線他）工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基層（車道・路肩部）	材料種類：再生粗粒度アスコン（20），舗装厚：60mm，平均幅員：1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm超70mm以下）	m2	3				（概）
表層（車道・路肩部）	材料種類：再生密粒度アスコン（13），舗装厚：40mm，平均幅員：1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）	m2	3				（概）
透水性舗装工 （歩道一般部）		式	1				
フィルター層	材料種類：山砂（洗い・真砂土、75μm通過6%以下），仕上り厚：50mm	m2	86				（概）
下層路盤（歩道部）	路盤材種類：再生クラッシュラン RC-30，仕上り厚：100mm	m2	86				（概）
表層	材料種類：開粒度アスコン（13），材料規格：2.05t/m3，平均幅員：1.4m以上2.4m未満，舗装厚：40mm	m2	86				（概）
透水性舗装工 （歩道軽車両乗入対策部）		式	1				
フィルター層	材料種類：山砂（洗い・真砂土、75μm通過6%以下），仕上り厚：50mm	m2	7				（概）
下層路盤（歩道部）	路盤材種類：再生クラッシュラン RC-30，仕上り厚：200mm	m2	7				（概）
表層	材料種類：開粒度アスコン（13），材料規格：2.05t/m3，平均幅員：1.4m以上2.4m未満，舗装厚：40mm	m2	7				（概）
アスファルト舗装工 （歩道重車両乗入対策部）		式	1				
下層路盤（歩道部）	路盤材種類：再生クラッシュラン RC-30，仕上り厚：150mm	m2	12				（概）
上層路盤（歩道部）	材料種類：再生As安定処理（25），仕上り厚：100mm	m2	12				（概）

設計内訳書（その1）

工事名	歩道整備（上賀茂経124号線他）工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基層（歩道部）	材料種類：再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚：60mm, 平均幅員：1.4m以上	m2	12				(概)
表層（歩道部）	材料種類：再生密粒度アスコン(13), 舗装厚：40mm, 平均幅員：1.4m以上	m2	12				(概)
アスファルト舗装工 （歩道橋梁部）		式	1				
下層路盤（歩道部）	路盤材種類：再生クラッシュラン RC-30, 仕上り厚：100mm	m2	10				(概)
表層（歩道部）	材料種類：再生密粒度アスコン(13), 舗装厚：40mm, 平均幅員：1.4m以上	m2	10				(概)
排水構造物工		式	1				
作業土工 （参考数量）		式	1				
床掘り	土質：土砂	m3	10				(概) 小規模
埋戻し	土質区分：土砂, 土質：砂質土	m3	3				(概) 小規模
側溝工		式	1				
管(函)渠型側溝	規格値：φ300, 幅：46cm, 高さ：44cm	m	1				(概)
現場打街渠板 （一般部）	コンクリート規格：18-8-40(高炉)	m	22				(概)
現場打街渠板 （段差部）	コンクリート規格：18-8-40(高炉)	m	0.6				(概)

設計内訳書（その1）

工事名	歩道整備（上賀茂経124号線他）工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
プレキャスト街渠板 （切下げ部）		m	6				（概）
管渠工		式	1				
暗渠排水管 （硬質塩化ビニル管）	作業区分：据付，管種別：直管，管径：50～150mm	m	0.6				（概） 山砂含む
暗渠排水管 （ヒューム管）	管径：600mm	m	2				（概）
集水桝・マンホール工		式	1				
現場打街渠桝	集水桝・街渠桝種類：現場打材，コンクリート規格：18-8-25（高炉），法面作業補正：無し	箇所	1				（概） 蓋版設置含む
プレキャスト集水桝 （円形水路用）	規格値：φ300用，幅46cm，高さ：70cm	箇所	1				（概）
集水桝天端改修-1	コンクリート規格：18-8-25（高炉），T-2，700×700	箇所	1				（概） 蓋版設置含む
集水桝天端改修-2	コンクリート規格：18-8-25（高炉），T-2，1000×400	箇所	1				（概） 蓋版設置含む
縁石工		式	1				
縁石工		式	1				
歩車道境界ブロック セミフラット形式（一般部）	ブロック規格：A種（150/190×200×600）	m	12				（概）
歩車道境界ブロック セミフラット形式（乗入部）	ブロック規格：A種（160/170×100×600）	m	6				（概）

設計内訳書（その1）

工事名	歩道整備（上賀茂経124号線他）工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 舗装	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
歩車道境界ﾌﾟﾛｯｸ セミフラット形式（段差部）		ﾌﾟﾛｯｸ規格:A種(150/190×200×600)	m	4				(概)
歩車道境界ﾌﾟﾛｯｸ セミフラット形式（街渠柵部）		ﾌﾟﾛｯｸ規格:A種(150/190×200×600)	m	0.8				(概)
歩車道境界ﾌﾟﾛｯｸ （円形水路用一般部）		ﾌﾟﾛｯｸ規格:150/165×182.5×992	m	1				(概)
歩車道境界ﾌﾟﾛｯｸ （円形水路用段差部）		ﾌﾟﾛｯｸ規格:150/165×78.5～182.5×992	m	1				(概)
地先境界ﾌﾟﾛｯｸ		ﾌﾟﾛｯｸ規格:C種(150×150×600)	m	33				(概)
区画線工			式	1				
区画線工			式	1				
溶融式区画線		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:実線 15cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	4				(概)
溶融式区画線		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:セアラ 45cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	1				(概)
道路付属施設工			式	1				
作業土工 (参考数量)			式	1				
床掘り			m3	20				(概) 小規模
埋戻し			m3	10				(概) 小規模

設計内訳書（その1）

工事名	歩道整備（上賀茂経124号線他）工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 舗装	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路付属物工			式	1				
車線分離標		車線分離標規格：φ80×400, 施工区分：着脱式(穿孔式・3本脚), 施工規模：10本未満	本	2				(概)
多目的柱設置工			式	1				
多目的柱基礎		コンクリート, 基礎碎石, スパ イラルダクト, アンカーボルト, 連結式接地棒含む	基	1				
多目的柱建柱		GL8～12m, 重量350kg超1000kg以下, 貼紙防止塗装含む, ターレボキシ樹脂塗装含む	基	1				
照明器具取付		新設, LED道路照明灯具 (KCE100-2)	台	1				(概)
信号機移設			箇所	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の21.5%以内			式	1				(概)を参照
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				

設計内訳書（その1）

工事名	歩道整備（上賀茂経124号線他）工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費		式	1				
事業損失防止施設費		式	1				
家屋調査費		式	1				内 1号
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（その2）

工事名	歩道整備（上賀茂経124号線他）工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
築堤・護岸		式	1				
河川土工		式	1				
盛土工		式	1				
路体(築堤)盛土	施工幅員:2.5m未満	m3	6				(概)
法覆護岸工		式	1				
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)		式	1				
現場打基礎コンクリート	コンクリート規格:18-8-40(高炉),底幅:120cm,高さ:30cm	m	10				型枠、目地版、均しコンクリート含む
大型ブロック積	ブロック規格:2000×1000,ストーン	m2	38				調整コン、水抜きパイプ、目地材含む
胴込・裏込コンクリート	コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	29				
胴込・裏込材(砕石)	砕石規格:再生砕石 RC-40	m3	11				
天端コンクリート	コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m	8				型枠、目地材含む
小口止コンクリート	コンクリート規格:18-8-40(高炉)	箇所	1				型枠、均しコン含む
シーリングコンクリート	コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	0.2				

設計内訳書（その2）

工事名	歩道整備（上賀茂経124号線他）工事					事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
根固め工		式	1					
作業土工 (参考数量)		式	1					
床掘り	土質:土砂	m3	7				(概) 小規模	
埋戻し	土質区分:土砂, 土質:砂質土	m3	3				(概) 小規模	
かご工		式	1					
ふとんかご	幅:120cm, 高さ:50cm, 種別:階段式, 規格:高さ50cm ×幅120cm, 詰石種類:割栗石, 詰石規格:150～200	m	2				(概)	
河床張コンクリート工		式	1					
河床張コンクリート	コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m2	78				基礎砕石含む	
床固工		式	1					
床固工-1	コンクリート規格:18-8-40(高炉)	箇所	1				型枠、基礎砕石含む	
床固工-2	コンクリート規格:18-8-40(高炉)	箇所	1				型枠、基礎砕石含む	
柵工		m	10					
防草コンクリート工		式	1					

設計内訳書（その2）

工事名	歩道整備（上賀茂経124号線他）工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
防草コンクリート工		式	1				
防草コンクリート	コンクリート規格:18-8-25(高炉)	m2	10				(概)
土間コンクリート工		式	1				
土間コンクリート工		式	1				
土間コンクリート	コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m2	5				(概) 砕石、型枠、溶接 金網、スパーサー含む
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工		式	1				
石積取壊し		m3	10				(概)
防護施設撤去工		式	1				
仮囲い	作業区分:撤去,基礎形式:土中打込式,高さ:3m	m	14				(概)
運搬処理工		式	1				
殻運搬	殻種別:自然石	m3	10				(概)
殻処分	殻種別:自然石	m3	10				

設計内訳書（その2）

工事名	歩道整備（上賀茂経124号線他）工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
防護柵工		式	1				
フェンス設置工		式	1				
目隠しフェンス	H=3.0m	m	4				
仮設工		式	1				
水替工 (参考数量)		式	1				
ポンプ設置・撤去		箇所	1				(概)
ポンプ排水	排水量:0以上40(m3/h)未満,排水方法:常時排水	日	47				(概)
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	81				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の20.2%以内		式	1				(概)を参照

設計内訳書（その2）

工事名	歩道整備（上賀茂経124号線他）工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	家屋調査費						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
家屋調査費(一式)		式	1				
合計							

特記仕様書（個別工事編）

工事名 歩道整備（上賀茂経１２４号線他）工事

工事場所 京都市北区上賀茂葵之森町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和６年８月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和６年８月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第3条（受注者希望方式による「月単位の週休２日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休２日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休２日」）であり、「京都市建設局週休２日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休２日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休２日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休２日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休２日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休２日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休２日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休２日工事」（４週８休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第1条（施工時間）

施工時間は、昼間施工とする。ただし、関係協議との協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第2条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	準幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
	その他道路	12月27日～1月5日	

第3条（支障物件等）

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業との連絡を十分行うこと。また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設期間	工事方法	立会
水道管	上下水道局	ANO.0～ ANO.2+15.117	済	調整中	撤去	不要
電線	関西電力 NTT	NO.0+15.0	未	適宜	電線防護	不要

第4条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
施工範囲	1～3名	交通誘導警備員B 1～3名	昼間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（工場等派遣中間検査）

- 1 次表の資材・製品について、工場等派遣中間検査を行うものとする。

資材・製品
C型擁壁

- 2 当検査に要する費用は受注者の負担とする。ただし、監督の派遣に要する費用は除くものとする。
- 3 当検査は、検査対象の資材・製品を現場に搬入する前に行うものとする。
- 4 当検査の検査項目は、監督職員と協議のうえ、定めるものとする。

第2条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I類、JIS II類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)
アスファルト合材 (透水性舗装、プラント再生舗装含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工 種	細 別	材 料・資 材・製 品
コンクリートブロック工	大型ブロック積	大型ブロック (KN0003-ストーン)
根固め工	ふとんかご	ふとんかご (高さ 50cm×幅 120cm)
フェンス設置工	目隠しフェンス	目隠しフェンス (H=3.0m)
防護柵設置工	横断防止柵	横断防止柵 (基礎ブロック)
	横断防止柵	横断防止柵 (ベースプレート式)
	転落防止柵	転落防止柵 (コンクリート建込)
側溝工	管(函)渠型側溝	円形水路 (縦断用、300-KL)
	プレキャスト街渠版	プレキャスト街渠版
集水桝・マンホール工	プレキャスト集水桝	円形水路用集水桝 (300-BK)

	現場打ち街渠柵	グレーチング蓋(普通目,T-25,400×500 用)
	集水柵天端改修-1	グレーチング蓋(細目,T-2,700×700 用)
	集水柵天端改修-2	グレーチング蓋(細目,T-2,1000×400 用)
道路附属施設工	多目的柱基礎	スパイラルダクト (φ1000mm×2.2m) アンカーボルト (8-M24×920mm)
	多目的柱建柱	多目的柱

第3条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第4条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

種別	細 別	確 認 時 期
コンクリートブロック工	基礎コンクリート	基礎部床掘り完了時 基礎コンクリート設置完了時
C型擁壁工	C型擁壁	基礎部床掘り完了時 基礎コンクリート設置完了時 C型擁壁設置完了時

第5条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない）。
ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない）。
企業者の地下埋設物	工事によって企業者等の地下埋設物等に悪影響が出ないようにするため、受注者が企業者及び監督職員と立会し、地下埋設物の位置、

	深さ及び幅等について確認をする。確認方法は、試掘又は各種探知器による。
工事箇所の境界確認	本工事箇所に隣接して第三者の所有する土地があることから、工事箇所の境界について、現地で監督職員と立会い、その位置や形状等を確認すること。

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート殻 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保 48番地の1他16筆	設計運搬距離 L = 35.9 km
コンクリート殻 (有筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字粽谷 37番ほか5筆	設計運搬距離 L = 35.4 km
アスファルト殻 (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市左京区静市野中町 395-1番地、399-1番地、400-1番地	設計運搬距離 L = 4.8 km
廃路盤材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区下鳥羽上向島町102	設計運搬距離 L = 15.3 km
廃プラスチック	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町78	設計運搬距離 L = 17.1 km
がれき類 (既設石積石材)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 滋賀県大津市伊香立途中町861番地	設計運搬距離 L = 19.6 km

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃

に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 株式会社山正 京都市左京区北白川地藏谷町 1 - 2 1 1	設計運搬距離 L = 7.8 km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の 2 番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の

対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (ヘビーH2・H3)	京都市南区上鳥羽鉾立町4番地	設計運搬距離 L = 10.7 km

第2条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和4年6月17日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を別に定める 18 条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再生資源化等が完了した年月日
- ・再生資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再生資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18 条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第2条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和6年2月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和6年2月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。
なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議にり選定できる。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更に必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第3条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第4条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（4） 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第5条（家屋調査）

- 1 本工事では、本工事に伴う地盤変動により生じた建物等の損傷を確認するための家屋事前調査及び家屋事後調査を行うものとする。
- 2 家屋調査については、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損

害に係る事務処理要領の制定について（昭和61年4月1日建設省経整発第22号）」及び「地盤変動影響調査算定要領」（近畿地方整備局）（以下「要領」という。）によるものとする。

なお、要領に明記されていない事項等、疑義が生じた場合には監督職員と協議するものとする。

- 3 本調査による成果及び関係書類は、全て発注者の所有とする。
- 4 成果品の内容に不備が認められた場合は、受注者の責任において修正を行うものとする。
- 5 対象調査家屋は下記のとおりとする。

なお、調査区域については下図による。

No.	建物の区分	規 模 (延床面積：㎡)	単位	件数	備考
1	工作物	43	箇所	1	
計				1	
	打合せ協議（当初+納入時）		業務	1	
	作業計画書の策定		業務	1	
	現地踏査		業務	1	
	事前調査		箇所	1	
	事後調査		箇所	1	
	旅費交通費		式	1	3往復

旅費交通費については下記の単価表より計上している。

なお、積算上の基地は京都市役所とする。

【連絡者（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費】

1日当り単価表

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L	1.62			2.7L/h×0.6h(往復)
損料	ライトバン1.5L	h	0.6			運転時間当り損料
損料	ライトバン1.5L	日	1			供用日当り損料

【調査区域】

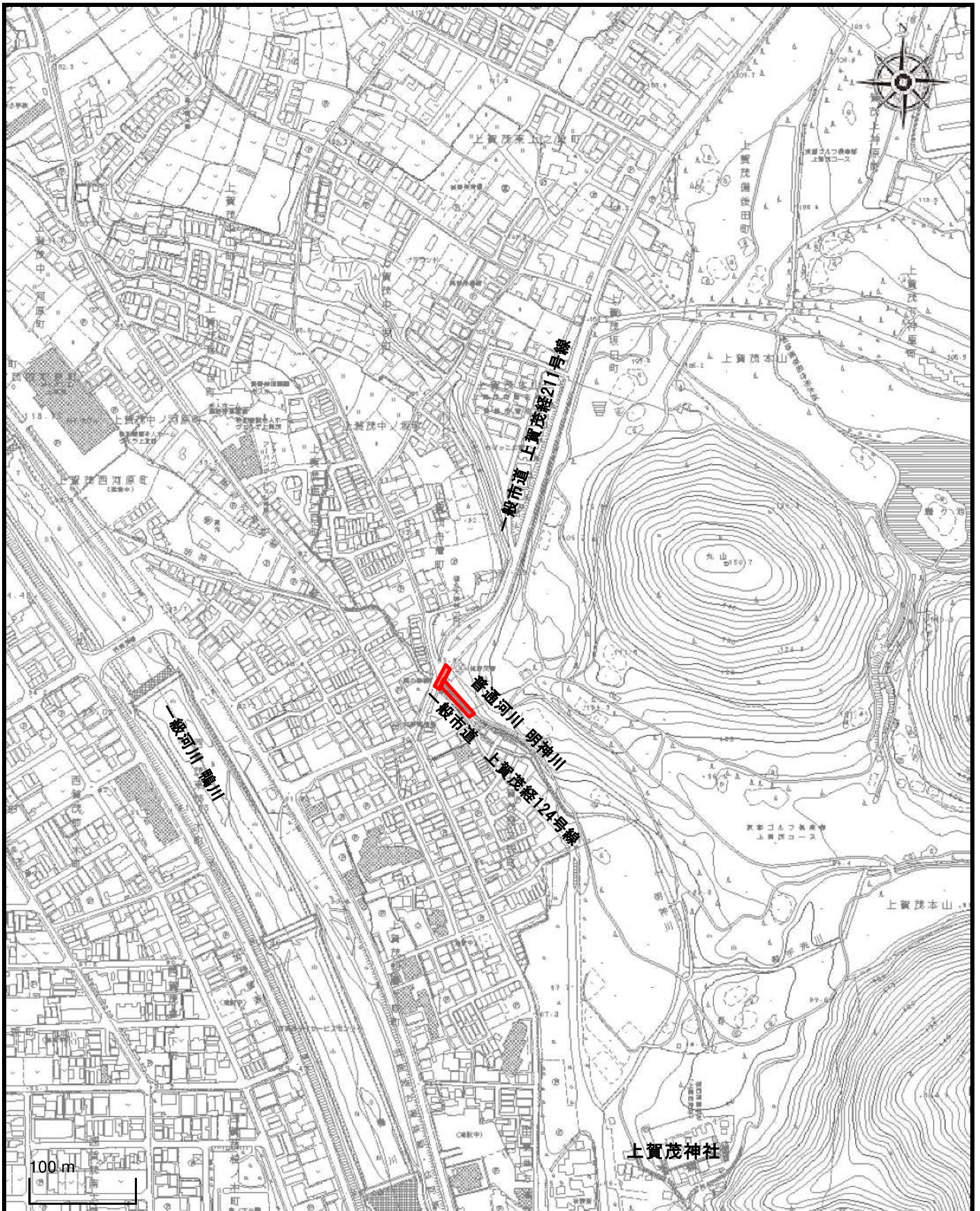


第6条（その他の特記事項）

- 1 請負者は、着工前または工事中に工事ビラ「〇〇工事のお知らせ」を監督職員の指示する範囲において配布すること。
- 2 工事期間中においては、休工中も含めて連絡が取れる体制を構築すること。
- 3 週間工程表（作業工程、立会、確認等の予定を記載）を作成し、前週末までに監督職員に提出すること。
- 4 土日祝日の作業については、原則行わないものとする。ただし、やむをえず作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
- 5 年末年始等の長期休暇の際は、連絡体制及び現場の点検体制を構築し、事前に監督職員に提出すること。
- 6 地域住民および関係者等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うこと。
- 7 請負者は、工事の進捗に応じて、随時、出来形数量を算出し、監督職員の請求があった場合は速やかに提出しなければならない。
- 8 人孔の蓋高調整等が必要となる場合は、上下水道局と調整が必要となることから、事前測量の時点で速やかに監督職員に報告を行うこと。
- 9 本工事は河川内で実施する工事のため、施工時における濁水の発生には十分配慮し、適切な対策を実施すること。万が一濁水が発生した際には、速やかに監督職員に報告し、指示に従うこと。
- 10 6月16日から10月15日の出水期、原則として河川内での工事は行わないものとする。
- 11 河川内で使用する建設機械は、日々水位より高い位置に移動させるなどして安全確保に努めること。
- 12 明神川において、一定水位の確保が必要な時期があるため、施工スケジュールを調整すること。
- 13 民地内を施工ヤードとして使用する場合は、地権者と誠意ある態度で接し、調整すること。
- 14 ANO.0～ANO.2+12.514（右岸）で発生するAs殻、Co殻等について、ANO.2+3.514～ANO.2+15.117（左岸）を取壊し、ダンプトラックの搬出経路を確保したうえで、直接積み込みできるものと想定しているが、直接積み込みできない場合は監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。
- 15 その他については、監督職員の指示に従うこと。

（以上）

箇所図



1 / 5000

: 施工箇所